

平成26年度 宇都宮市子ども・子育て会議 「第1回ひとり親部会」 議事録

- 1 日 時 平成26年7月18日(金) 午後1時27分～午後2時40分
- 2 場 所 宇都宮市役所 議会棟3階 第2委員会室
- 3 議 事  
「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の改定に伴う、ひとり親家庭の現状・ニーズ・課題について
- 4 出席者  
【委 員】岡地和男部会長， 釧持幸子職務代理者， 君島道夫委員， 栗田幹晴委員，  
保坂寿委員， 石塚幹男委員， 谷越宏美委員  
  
【事務局】〔子ども部〕 高橋部長， 中里次長  
〔子ども未来課〕 緒方課長， 肝付総括主査  
〔子ども家庭課〕 大久保課長， 館野課長補佐， 根岸係長， 吉野総括主査
- 5 公開・非公開の別 公開
- 6 傍聴者数 なし

発言者	内容
	<p><b>1 開会</b>  会議の公開についての決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員紹介</li> <li>・ 部会長 部会長：岡地和男委員</li> <li>・ 職務代理の選出 職務代理者：釧持幸子委員</li> </ul> <p><b>2 議事</b>  「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の改定に伴う、ひとり親家庭の現状・ニーズ・課題について  (事務局 資料1, 資料2の3ページまで説明)</p>
部会長	質問・意見等はあるか。
委員	離婚等が多いが、DVのような戸籍上夫婦関係にある者は、ひとり親という扱いになるのか。
事務局	DVを受けている方は、裁判所から保護命令を受ければ、児童扶養手当は受けられ、ひとり親家庭としてサービスを受けられる。保護命令がなくても、一年以上遺棄されていれば、児童扶養手当を申請できる。
委員	<p>ひとり親家庭への支援は、最初は資金援助から始まったが、今は就労自立に向け総合的なものとなっている。市は、児童扶養手当のみでは生活費が不足するため、市単独手当等を出した。当時の児童福祉手当及び遺児手当の月額3,000円は効果があったと思うが、その後、約40年、額が変わっていないことから、市単独手当等の効果があるのか判断しなければならない。</p> <p>自立に取り組んでいるが、実際、効果が上がっているのか。ひとり親家庭は増えている一方で、支援策の利用件数が伸びていない、むしろ減っているものもある。これには受けづらい何かがあるのかもしれない。このまま続けてよいのか。</p> <p>ニーズ調査では、「子が病気のとくに預けられない」という声が多い。病児病後児保育は、生活保護世帯・市民税非課税世帯は無料、市民税課税世帯になると、2,500円かかる。可処分所得では、働いていても生活保護受給者より実質低くなる場合があることから、使い易いようにする必要がある。定員の問題もあるが、預けたくても、2,500円が負担になったら預けられない。</p>

事務局	<p>昭和44年に遺児手当，その後児童福祉手当を創設したが，当時は，生活援助の意味があった。その後，40年見直されていないことはよいとはしていない。国が就労を支援している中では，月3,000円もらえても何に使えるのかということもある。重点的に就労収入アップに繋げる必要があると，行政の方では考えているところであるので，委員からもご意見をいただきたい。</p> <p>病児病後児保育事業は，定員を満たしていない月やインフルエンザ流行時など，定員を超える申込みがある月もある。病気には急になるので，診断書が必要などで手続きが間に合わないこともある。病児病後児保育の他にも預かり事業には，母子家庭等日常生活支援事業や，ファミリーサポートセンター事業があるが，ひとり親は複合的に預かりの体系を作っておく必要がある。手続き面について伴走的な支援が必要であると考えます。</p> <p>病児病後児保育事業は，生活保護世帯・市民税非課税世帯は無料，市民税課税世帯になると，2,500円かかる。高額ではないが，市民税非課税者から市民税課税者になられたばかりの方は，250万円くらいの年収である中，家賃等と重なると負担になると思う。市民税非課税者ではないが生活が苦しいという方の支援も考えなければならない。</p>
委員	<p>市民税非課税世帯から市民税課税世帯になっても，生活は厳しい。給料が上がる保障はなく，税金も引かれ，児童扶養手当額も下がる。また，病気の預かりは1日ですむものではない。お金をかけてまで預けて仕事に行くのは難しい。病児病後児保育利用料の2,500円は高くはないが，負担は大きい。</p>
委員	<p>市民税非課税世帯から市民税課税世帯になっても，可処分所得は下がっている可能性が高い。市民税非課税世帯に戻ってしまったら自立支援にならない。一生懸命やって「生活がよくなったな」と実感できてこそ自立支援であると思う。病児病後児保育事業利用料の2,500円は負担が大きい。母子家庭等日常生活支援事業は，実際の利用者は少ない。制度が知られていないのか，それとも使いづらいのか，確認する必要がある。</p>
委員	<p>母子家庭等日常生活支援事業については，知らない人に預けることが心配である。知らない人に預けるのであれば，自分が休んだ方がよいと思う。家庭生活支援員養成研修を受けていても，どういう人か分からないので不安である。</p>

委員	ファミリーサポートセンターの利用状況を教えてください。
事務局	年間の活動件数は、平成25年度10,203件。仕組みは、子どもの預かりを希望する依頼会員、子どもの預かりを行う協力会員にそれぞれ登録する。依頼会員と協力会員を両方兼ねる会員もいる。ファミリーサポートセンター事務局でマッチングを行い、両者でやり取りをしてどういう人か確認してから利用する。1時間につき、依頼会員は700円を払う。
委員	留守家庭児童会での迎えの時間が間に合わない場合、子をよく知っているファミリーサポートセンターの協力会員が来ることがある。病児病後児も預かってくれるのか。
事務局	病児等を受ける体制にはなっていない。
委員	いざという時に、協力会員に預かりをお願いしたい。本当は、隣近所に預けられるような社会がよいが、なかなか難しい。
委員	ファミリーサポートセンターは、会員登録し、お互いの相対の契約で、依頼会員が1時間700円を支払っている。保険には加入するが、責任問題があるので、病児の預かりまでは難しい。保育園や留守家庭児童会の送り迎えや2～3時間の日中の預かりが中心となる。
部会長	情報が十分知られていない、又は情報を知ったとしても今の制度が使いにくいという問題がある。それであればどうするかが今後の課題である。その他に意見等あるか。
委員	月額3,000円の手当について、40年間変わらないのは何か理由はあるのか。他の県内市町、全国の数字があれば、どのくらいのものか比較できないか。
事務局	県内他市では、死別のひとり親家庭を対象とした遺児手当のみの支給である。本市は遺児手当に加え、離婚や未婚等によるひとり親家庭を対象とした児童福祉手当、年末に15,000円を支給する母子家庭等援護費、小・中学校入学時に15,000円を支給する母子家庭等児童入学祝金がある。全国の比較として、中核市では、遺児や交通遺児等に対象を絞っているところが多い。本市のように幅広く支給している例はあまりない。

部会長	これだけ社会状況が変わる中で、また、就労支援に重点がいく中で、果たして月額3,000円の手当や援護費は効果があるのか、委員の中でも疑問がある。課題、方向性を考え、裏づけを次の会議で資料として示してほしい。議論がはっきりする。
委員	普段、宇都宮だけで見ていると分からないが、県の集まりで宮っ子ステーションの話をした際に、本市は恵まれていると気づいたこともあった。手当は3,000円だから要らないではなく、3,000円でも支給してほしいという気持ちはある。
事務局	市民税非課税世帯で、大変な暮らしをしているのは分かるが、40年間見直しをせずに来てしまったことは、行政として反省すべき点である。今の社会状況に合ったものに作り直していくべきで、意味のある支給の仕方がある、という考え方はある。
委員	保育園の保育料は収入で決まるが、留守家庭児童会の保育料は、学校によって異なる。学校に入ると負担が2～3万円増える。補助してもらえるとよい。
委員	本会でも言ったが、留守家庭児童会の保育料は学校毎に違う。
委員	留守家庭児童会によっては、夏休みに遊びに連れて行ってくれる所もあるが、その分プラスで1万～1万5千円かかる。指導員へのボーナスがある所もある。負担金が払えなければ休むしかない。
委員	同じサービス、料金統一として、民間に委託し、ひとつの事業所でやるべきだと考える。
部会長	小学校入学後も切れ目のない支援が必要であるということを考えていければと思う。留守家庭児童会は入学後、負担感が急激に上がる。負担がゆるやかになるとよいと思う。
委員	ワーク・ライフ・バランスはどのようなことに取り組んでいるのか。
事務局	企業に対しては、パンフレットを作り、訪問し、企業の中で休みを取りやすくする等の理解をお願いしている。また、女性が働きやすい企業を表彰し、それを広げている。国においても、働きかけを行い、企業の方に理解をしていただく活動を行っている。

	(事務局 資料2の4ページ以降説明)
部会長	他に意見等はあるか。
委員	留守家庭児童会に入るのは、大部分が共働き世帯の子どもであるが、ひとり親家庭が共働き世帯と同じように保育料を負担しなければ預けられないのはつらい。保育園の保育料は、所得に応じて決まる。ひとり親家庭へは補助等を考える必要がある。預けられるだけではだめだと思う。
委員	最近はひとり親家庭が多い。本当にお金のない人は留守家庭児童会に入れない。入れない家庭の子は、家で留守番しているということになっているのか心配である。
委員	知り合いの子は、1年生から鍵っ子である。留守家庭児童会に預ける余裕がない。
委員	下野新聞で連載があった子どもの貧困について、イギリスの良い取り組み事例があった。宇都宮市内の生活保護受給世帯の子どもの高校への進学率は低い。ひとり親家庭の進学率も低いのではないか。どういう問題があるのか検討する必要がある。
委員	借金があると市等の公的な貸付が受けられない。親の借金のために子が援助を受けられないのはどうしたらよいのか。
事務局	母子寡婦福祉資金貸付制度がある。 借金があって返せないと言われてしまえば貸すことが難しいが、返す気持ちがあれば、極力貸し付けるようにしている。
部会長	宇都宮市社会福祉協議会にも、修学資金の貸付制度がある。借金の有無ではなく、返済する資力や気持ちを確認する。栃木県社会福祉協議会と一緒に審査して決めている。入り口で断ることはない。
委員	今の問題も含めて、課題の中に、「様々な場面での情報提供」があるので、まとめて情報発信するとよい。

事務局	<p>留守家庭児童会に子どもを預けているひとり親家庭への支援についてであるが、ひとり親であることを周囲に知られたくない、また、現金給付とすると、必ずしも目的通りにお金が使われないことがあるなどの課題がある。例えば、学校の教材費、給食費の未納分を子ども手当から直接引いたこともある。遠回りだが、就労支援をすることで、留守家庭児童会に子どもを預けているひとり親家庭への支援につながることも考えられる。ひとり親家庭の支援について、事務局で対応案を提案することを考えているので、御意見をいただきたい。</p>
委員	<p>留守家庭児童会は、教育委員会が所管であるが、ひとり親として見た場合に、他の部署と横の連携を図っていただきたい。各子どもの家での格差が縮められることを考えてもらえるかもしれないので、部会からの意見を所管に伝えてほしい。</p> <p>早期就労に結びつく支援について、一定の収入を得るまで3～5年を要している。就労収入を得たことにより費用が発生するということがあったが、この期間は、費用を取らない等のサポートを考える必要がある。</p> <p>総合的な相談、様々な情報提供について、例えば、地区毎にここにいけば、情報が取れるというものがあるとよいのではないかな。</p>
部会長	<p>今の時点で何か案はあるか。次の機会に用意することでよいか。</p>
事務局	<p>次の機会に用意する。</p>
部会長	<p>児童福祉手当において、8割の方が、市民税非課税から市民税課税により支給停止となるまでの期間が5年以内である。この期間に支援を厚くすることが重要である。手当も就労支援を目的にという話があったが、施策の重点化を考えていくとよい。その他何かあるか。</p>
委員	<p>下野新聞の子どもの貧困の連載に出ている人は、情報を得る手段もなく、その日の暮らしで精一杯である。まず、必要なのは、実態の把握である。聞いた話では、手当をもらうために、離婚し引き続き一緒に住んでいる人もいる。このような実態も含めて、行政として、どれくらい困っているか把握する必要がある。実態を把握しないと、どんな施策を考えても届かない。</p>
部会長	<p>実態等については、資料として次回出してほしい。</p>

委員	月額3,000円の市単独手当を事務局から増額したいという話があったが、支持すべきか。
部会長	<p>増額かどうかは今時点でははっきりしない。ただ、この金額・今のやり方が効果的なのか考える必要がある。就労はひとり親となった後3～5年がターニングポイントというデータがあり、そこまでが重要であることから、手当をその期間に集中させる、又は残った分は就労や放課後児童対策とするなど、実態に即した施策に重点化した方がよいのではないか。3,000円の支給をこのまま続けるのはどうかと思っている。新しい社会、女性が働く社会を踏まえて、総合的に事務局から提案してもらいたい。また、裏付けるデータがあれば説明として出してほしい。</p> <p><b>3 その他</b> (次回のひとり親部会開催案内)</p> <p><b>4 閉会</b></p>
部会長	以上で、第1回ひとり親部会を終了する。